

ふくしま産業育成資金融資制度要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">ふくしま産業育成資金融資制度要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 要領</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 融資の対象 (本文 略) A、B (略)</p> <p>C 雇用促進枠 新たな雇用を伴う事業計画を有し、令和6年3月に県内の高等学校等（県立及び私立の全日制高等学校、定時制高等学校、通信制高等学校及び特別支援学校高等部並びに専修学校の高等課程をいう。）を卒業予定の者又は令和3年3月以降に高等学校等を卒業した者、障がい者又は外国人を対象とした求人を公共職業安定所又は職業紹介事業を行うことができる者に提出し、当該求人により雇用期間の定めのない正規雇用として採用の内定を行った者。</p> <p>D (略)</p> <p>E <u>カーボンニュートラル枠</u> <u>県内に事業所を有する、かつカーボンニュートラルに係る事業計画書を提出した中小企業者</u></p> <p>(3) 融資の条件</p> <p>① 資金使途 運転資金、設備資金 <u>ただし、Eに該当する場合には、カーボンニュートラルに向けた取り組みに必要なものに限る（運転資金についてはカーボンニュートラル分野の研究開発に取り組みようとするものに限る。設備資金においては土地取得費を除く。また県内設置に限る）。</u></p> <p>②～④ (略)</p>	<p style="text-align: center;">ふくしま産業育成資金融資制度要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 要領</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 融資の対象 (本文 略) A、B (略)</p> <p>C 雇用促進枠 新たな雇用を伴う事業計画を有し、令和5年3月に県内の高等学校等（県立及び私立の全日制高等学校、定時制高等学校、通信制高等学校及び特別支援学校高等部並びに専修学校の高等課程をいう。）を卒業予定の者又は令和2年3月以降に高等学校等を卒業した者、障がい者又は外国人を対象とした求人を公共職業安定所又は職業紹介事業を行うことができる者に提出し、当該求人により雇用期間の定めのない正規雇用として採用の内定を行った者。</p> <p>D (略)</p> <p>(3) 融資の条件</p> <p>① 資金使途 運転資金、設備資金</p> <p>②～④ (略)</p>

ふくしま産業育成資金融資制度要綱 新旧対照表

<p>⑤ 融資利率 ア (略) イ (2)BからEのいずれかに該当する中小企業者（ただし、D、Eは信用保証協会の保証を付す場合に限る） 信用保証協会の保証を付す場合 固定 年1. 3%以内 信用保証協会の保証を付さない場合 固定 年1. 8%以内</p> <p>⑥、⑦ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 申込み及び報告 ① 融資を受けようとする者は、「ふくしま産業育成資金融資申込書」（様式第1号）または「ふくしま産業育成資金融資申込書〔県内育成枠（中心市街地要件）〕」（様式第3号）により、取扱金融機関に対して申込みを行うものとする。 取扱金融機関は、速やかに同申込書及び必要書類を信用保証協会に提出するものとする。 ② <u>カーボンニュートラル枠の融資を受けようとする者は、①に加え、「ふくしま産業育成資金（カーボンニュートラル枠）に係る事業計画書」（様式第4号）を信用保証協会に提出するものとする。</u> 信用保証協会は、毎月10日までに前月分の融資実績を知事に報告するものとする。<u>その際、カーボンニュートラル枠の実績があった場合、「ふくしま産業育成資金（カーボンニュートラル枠）に係る事業計画書」の写しを添付することとする。</u> 取扱金融機関は、保証無しで融資を行った場合、その月分の融資状況を翌月10日までに「ふくしま産業育成資金（保証無）融資実行報告書」（様式第2号）により知事に報告するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (略) 附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 2 改正前のふくしま産業育成資金融資制度要綱、福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただ</p>	<p>⑤ 融資利率 ア (略) イ (2)BからDのいずれかに該当する中小企業者（ただし、Dは信用保証協会の保証を付す場合に限る） 信用保証協会の保証を付す場合 固定 年1. 3%以内 信用保証協会の保証を付さない場合 固定 年1. 8%以内</p> <p>⑥、⑦ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 申込み及び報告 融資を受けようとする者は、「ふくしま産業育成資金融資申込書」（様式第1号）または「ふくしま産業育成資金融資申込書〔県内育成枠（中心市街地要件）〕」（様式第3号）により、取扱金融機関に対して申込みを行うものとする。 取扱金融機関は、速やかに同申込書及び必要書類を信用保証協会に提出するものとする。 信用保証協会は、毎月10日までに前月分の融資実績を知事に報告するものとする。 取扱金融機関は、保証無しで融資を行った場合、その月分の融資状況を翌月10日までに「ふくしま産業育成資金（保証無）融資実行報告書」（様式第2号）により知事に報告するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <hr/> <hr/>
--	---

